

第16期決算 (平成24年1月25日)

分配金 (1万口当たり、税引前)	分配金累計 (1万口当たり、税引前)	基準価額 (分配金落ち後)
60円	840円	7,937円

◆分配について

当ファンドは、毎月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指します。当期につきましては、配当等収益の水準、基準価額の水準および市況動向等を勘案し、分配金を1万口当たり60円といたします。

今後とも、より一層のお引き立てを賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

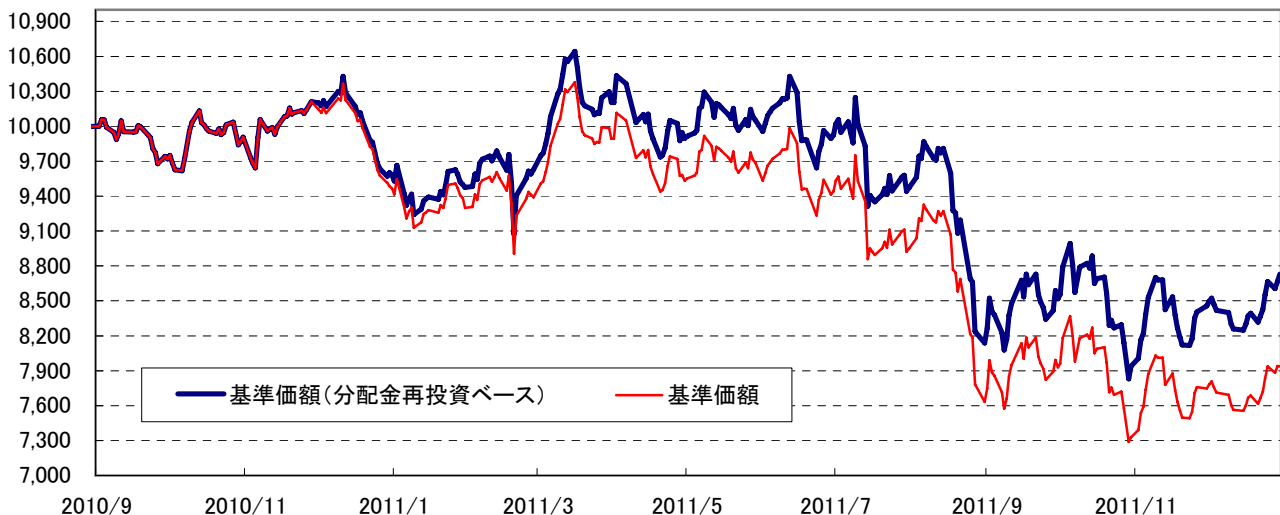
※ 分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

運用状況

基準日： 平成24年1月25日

◆基準価額推移
(円)

(期間：2010年9月27日(当ファンド設定日の前営業日)～2012年1月25日)



※当ファンドの設定日の前営業日の当初元本(1万口につき1万円)を起点とする推移。

「基準価額(分配金再投資ベース)」は、「決算時に収益分配があった場合に、その分配金(税引前)をファンドに再投資したものと仮定して算出した収益率」に基づく当ファンドの1万口当たりの基準価額を表します。一方、「基準価額」は、こうした修正を一切加えていない実際の1万口当たりの基準価額です。(投資信託は、収益分配があった場合に、その分だけ基準価額が下がる仕組みになっています。)

※上記グラフは、当ファンドの過去の一定期間における実績を示したものであり、将来の運用成果を予想あるいは保証するものではありません。

◆分配実績(直近12期)

決算期	決算日	分配金	決算期	決算日	分配金	決算期	決算日	分配金
第5期	平成23年2月25日	60円	第9期	平成23年6月27日	60円	第13期	平成23年10月25日	60円
第6期	平成23年3月25日	60円	第10期	平成23年7月25日	60円	第14期	平成23年11月25日	60円
第7期	平成23年4月25日	60円	第11期	平成23年8月25日	60円	第15期	平成23年12月26日	60円
第8期	平成23年5月25日	60円	第12期	平成23年9月26日	60円	第16期	平成24年1月25日	60円

※各期の分配金額は、1万口当たり/税引前の金額。なお、第1期および第2期は規定により収益分配を行っておりません。

※上記は、当ファンドの過去の一定期間における分配金額を示したものであり、将来の運用成果や収益分配を予想あるいは保証するものではありません。分配金額は、委託会社が収益分配方針に基づいて決定します。ただし、収益分配を行わない場合もあります。

本資料は、みずほ投信投資顧問が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドをお申込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りになり、投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みいただき確認のうえ、お客さまご自身が当ファンドへの投資にご判断ください。投資信託は、信託財産に組み入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者にかかる信用状況などの変化、金利の変動、為替の変動などにより、基準価額が下落し投資元金を割り込むことがあります。運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者(受益者)の皆さまに帰属します。また、投資信託は、預金商品、保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。

■ファンドの特色

MHAM南アフリカ・ソブリンファンド(毎月決算型)は、主として南アフリカ共和国の政府、政府機関および国際機関が発行する南アフリカランド建ての債券に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 主として、南アフリカ共和国の政府、政府機関および国際機関が発行する南アフリカランド建てのソブリン債に投資を行います。
 - ◆ 債券の組入比率は、原則として高位を維持します。
 - ◆ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 運用にあたっては、UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インクの投資助言を活用します。
- 毎月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、安定した収益分配を継続的に行うことを目指します。
 - ◆ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - ◆ 分配金額は、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、配当等収益の水準、基準価額の水準および市況動向等を勘案し、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
 - ◆ 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■基準価額の変動要因

当ファンドは、公社債などの値動きのある証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。**

金利変動リスク	一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。
為替変動リスク	当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨(主として南アフリカランド)と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	当ファンドが投資するソブリン債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	当ファンドの投資先となっている国(主として南アフリカ共和国)の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、エマージング諸国市場は、政治・経済情勢の影響を受けやすく、かつ市場規模も相対的に小さい市場が多く存在するため、急激な金利や為替変動が起きた場合ならびに外国為替取引規制や資本規制などが実施された場合には、当ファンドの基準価額が大幅に下落する可能性があります。
その他	投資対象国において、税制・決済ルールの変更などにより税金や費用が新たに発生した場合や、外国為替取引規制や外国からの投資規制の実施などがあった場合は、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

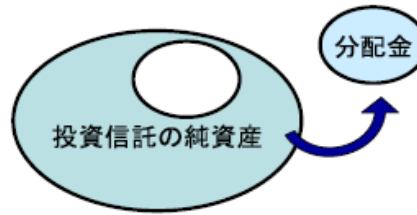
※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「流動性リスク」などがあります。

本資料は、みずほ投信投資顧問が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドをお申込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りになり、投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が当ファンドへの投資にご判断ください。投資信託は、信託財産に組み入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者にかかる信用状況などの変化、金利の変動、為替の変動などにより、基準価額が下落し投資元金を割り込むことがあります。運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者(受益者)の皆さまに帰属します。また、投資信託は、預金商品、保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。

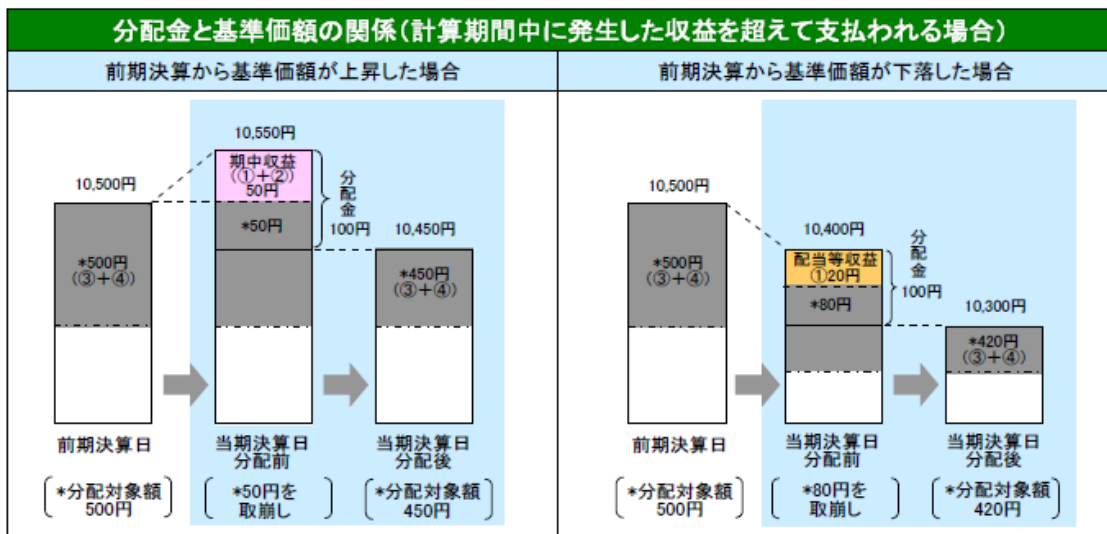
■収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

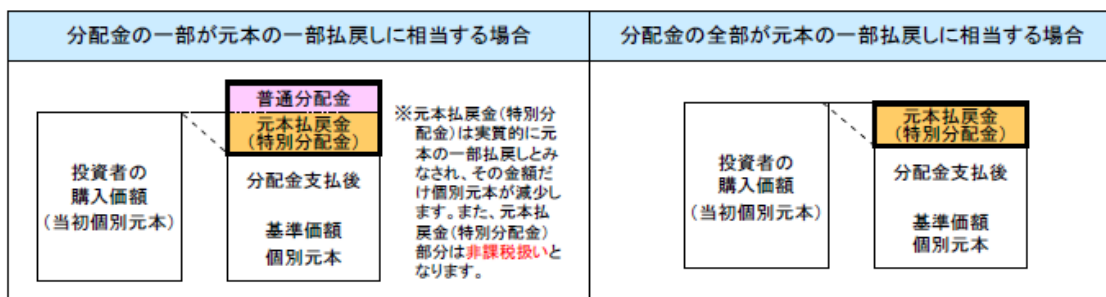


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配準備積立金: 期中収益(①+②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。収益調整金: 追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

本資料は、みずほ投信投資顧問が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドをお申込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りになり、投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が当ファンドへの投資に関してご判断ください。投資信託は、信託財産に組み入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者にかかる信用状況などの変化、金利の変動、為替の変動などにより、基準価額が下落し投資元金を割り込むことがあります。運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者(受益者)の皆さまに帰属します。また、投資信託は、預金商品、保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。

■お申込みメモ

購入単位	販売会社が別に定める単位 ※詳細は委託会社または販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。
換金単位	1万口単位または1口単位 ※換金単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては換金単位を別に設定する場合があります。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。
購入・換金申込不可日	申込日がヨハネスブルグ証券取引所の休業日またはヨハネスブルグの銀行の休業日もしくはロンドンの銀行の休業日のいずれかにあたる場合
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	換金申込みの請求金額が多額の場合等の換金のお申込み、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制の導入、クーデター等)による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときの購入・換金のお申込みについては、お申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けたお申込みの受け付けを取り消すことがあります。
信託期間	平成32年9月25日まで(平成22年9月28日設定)
繰上償還	委託会社は次のいずれかの場合、事前に投資者(受益者)の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることがあります。 ・この信託契約を解約することが投資者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
決算日	毎月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの購入方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳細は委託会社または販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	1,000億円を上限とします。
運用報告書	3月および9月のファンドの決算時ならびに償還時に「運用報告書」を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

■ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に対して、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※基準日現在の手数料率の 上限は3.15%(税抜3%) です。
--------	--

信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に対して、 0.2% の率を乗じて得た額をご負担いただきます。
---------	---

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	日々の信託財産の純資産総額に対し 年1.6275%(税抜 1.55%) の率を乗じて得た額とします。 ※運用管理費用は毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
--------------	---

その他の費用・手数料	以下のような費用等が投資者の保有期間中、そのつど(監査費用は日々)かかります。 信託財産に関する租税/監査費用/信託事務の処理に要する諸費用/外国における資産の保管等に要する費用/資金の借入れを行った際の当該借入金の利息/組入有価証券の売買時の売買委託手数料および先物・オプション取引等に要する費用等 ※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等(上限額等を含む)を表示することができません。
------------	---

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

<税金>

個人の投資者(受益者)の場合、普通分配金および換金時・償還時の差益に対して課税されます。

※詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。
※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

本資料は、みずほ投信投資顧問が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドをお申込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りになり、投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みいただき確認のうえ、お客さまご自身が当ファンドへの投資に関してご判断ください。投資信託は、信託財産に組み入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者にかかる信用状況などの変化、金利の変動、為替の変動などにより、基準価額が下落し投資元金を割り込むことがあります。運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者(受益者)の皆さまに帰属します。また、投資信託は、預金商品、保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。

